

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、県内の住宅用太陽光発電設備等の設置に係る初期費用が不要なサービス（以下「0円ソーラー」という。）の提供に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいう。

(2) 電力販売

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該住宅所有者等に販売するものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(4) 屋根借り

太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、住宅所有者から太陽光発電事業用として当該住宅の屋根を一定期間借り受けた上で太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該住宅等所有者に対し当該屋根の使用料を支払うものをいう。

(5) 割賦販売

購入者から商品若しくは権利の代金を、又は役務の提供を受ける者から役務の対価を分割して受領すること（購入者又は役務の提供を受ける者をして販売業者又は役務の提供の事業を営む者の指定する銀行その他預金の受入れを業とする者に対し、分割して預金させた後、その預金のうちから商品若しくは権利の代金又は役務の対価を受領することを含む。）を条件として商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供することをいう。

(6) 0円ソーラー

住宅所有者が負担する初期費用が不要である電力販売、リースにより太陽光発電設備を設置するサービス（太陽光発電設備の販売（割賦販売を含む。）及び屋根借りに係るものを除く。）で、契約終了後に太陽光発電設備が住宅所有者に原則として無償譲渡されるものをいう。

(7) 蓄電システム等

太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに太陽光発電

設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、かながわソーラーバンクシステムに登録された住宅用0円ソーラーにより、太陽光発電設備、また、必要に応じて、蓄電システム等（以下「補助対象設備」という。）を県内に設置し、設置する補助対象設備ごとに次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 太陽光発電設備

ア かながわソーラーバンクシステムに登録した日から補助事業を実施する年度の3月末日までに住宅所有者（補助対象設備を設置する部分が住宅に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）の全員の共有に属する場合にあっては、当該住宅に係る同法第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人）と0円ソーラーを提供する事業者との間で0円ソーラーに係る契約が締結され、設置工事が行われるもの

イ 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額の発電出力（太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、発電出力に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。以下同じ。）の1kW当たりの単価が調達価格等算定委員会における当該年度の調達価格等に関する意見に示された住宅用太陽光発電のシステム費用の想定値未満であるもの

ウ 補助事業で設置する太陽光発電設備が、知事が別に定める要件を満たしていること。

(2) 蓄電システム等

ア 0円ソーラーで設置する太陽光発電設備と併せて設置するものであること。

イ 住宅所有者が負担する初期費用が不要であるリース等によって蓄電システム等が設置されること。

ウ 補助事業を実施する施設において、新たに0円ソーラーで設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、補助事業で設置する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該施設で消費することが可能であること。

エ 補助事業で設置する蓄電システムの設備が、知事が別に定める要件を満たしていること。

オ 補助事業で設置する蓄電システム等の機能が、知事が別に定める要件を満たしていること。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。

ア 法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。）

イ 青色申告を行っている個人事業者

- (2) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (3) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (5) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (6) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (7) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (8) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (10) 次の補助金の交付を受けようとする者にあつては、県の同一会計年度内に、同一の設置場所において、これらの補助金のいずれの交付申請もしていないこと。
 - ア かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（以下「スマートエネルギー補助金交付要綱」という。）第3条第1項第1号の補助金
 - イ スマートエネルギー補助金交付要綱第3条第1項第2号の補助金
 - ウ スマートエネルギー補助金交付要綱第3条第1項第3号の補助金
 - エ スマートエネルギー補助金交付要綱第3条第1項第9号の補助金
 - オ スマートエネルギー補助金交付要綱第3条第1項第10号の補助金
 - カ スマートエネルギー補助金交付要綱第3条第1項第11号の補助金
 - キ この要綱に基づく補助金

（補助対象経費）

第5条 補助の対象とする経費は、補助事業に要する経費であつて、別表1に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助対象経費に係る補助額
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第6条 補助額は、別表2に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付申請書（第1号様式）に別表3に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付を決定したときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、補助対象設備の設置工事の着工日とする。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、補助事業の着手は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日とする。

2 補助事業は当該事業に着手した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、補助対象設備の設置工事が完了した日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。ただし、0円ソーラーを活用し、補助対象設備を新たに設置する建売住宅の場合には、補助事業完了の日は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日又は補助事業者が請負業者等に対して補助事業の実施に係る全ての代金の支払を完了した日のいずれか遅い日とする。

(交付の条件)

第11条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象設備の仕様等を変更する場合で、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第12条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した

上で、変更が適当であると認めるときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第8条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 3 前条第2号の規定に基づく知事の承認を得ようとする場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（状況報告及び調査）

第13条 規則第10条の規定による状況報告は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金事業実施状況報告書（第10号様式）により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第16条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取消し）

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金実績報告書（第11号様式）に別表4に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者に関する質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第17条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第8条又は第12条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付額確定通知書（第12号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第8条又は第12条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期間
太陽光発電設備	17年
蓄電システム等	6年

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分又は使用者から引き上げるとき（以下「処分等」という。）は、処分等を行う時点での財産所有者が、あらかじめ神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、この要綱の趣旨に反しない範囲での所有権移転についてはこの限りではない。
- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、処分等が適当であると認めるときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）により、処分等が適当であると認めなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により、通知する。
- 4 知事は、前項の規定により処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(0円ソーラーの契約解除の制限)

第19条 補助事業者は、0円ソーラーの契約を解除しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。ただし、当該契約後5年の期間を経過した場合はこの限りではない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金契約解除承認申請書（第16号様式）を、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による申請を受け、第1項の承認をしようとするときは、当該申請をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。

(収益納付)

第20条 令和3年度以前に長期契約経済メリット型による太陽光発電設備の設置を行った補助事業者（以下「第20条該当事業者」という。）は、補助事業の実施により収益を得た場合は、初めて収益を得た年度の翌年度から毎年度、収益の一部を県に納付しなければならない。なお、納付すべき金額は、知事が別に定める額以上の額とする。

- 2 第20条該当事業者は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画書（第17号様式）に別表5に掲げる書類を添えて、補助事業を実施した年度の翌年度4月末日までに知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による計画書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、計画が適当であると認めたときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画承認通知書（第18号様式）により、適当であると認められなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画不承認通知書（第19号様式）により、通知するものとする。
- 4 第20条該当事業者は、収益納付が完了するまでの間、毎年度、収益を得た年度の納付額等について、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付状況等報告書（第20号様式）により、翌年度4月末日までに知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の報告に基づき、内容を審査した上で、県に納付すべき金額の確定を行い、第20条該当事業者に納付すべき金額を納入通知書により通知するものとする。
- 6 第20条該当事業者は、毎年度、5月末日までに、前項の額を県に納付しなければならない。
- 7 納付額の累計が神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画書（第17号様式）に掲げる収益納付額の額に達した時点又は同様式に掲げる年度の最終年度の納付が終了した時点で納付は終了するものとする。
- 8 第20条該当事業者は、自然災害の発生による発電設備の破損等の事由により発電事業に支障が生じた場合は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更承認申請書（第21号様式）により知事に状況を報告しなければならない。
- 9 知事は、前項の規定による報告書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、変更が適当であると認めたときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更承認通知書（第22号様式）により、適当であると認められなかったときは、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更不承認通知書（第23号様式）により、通知するものとする。

10 第20条該当事業者は、前項の神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更不承認通知書（第23号様式）により指示を受けた場合は、30日以内に指示に従う又は補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付することとし、その旨を知事に報告しなければならない。

（補助事業完了後の状況の報告）

第21条 知事は、補助事業完了後も、必要に応じて補助事業者から補助事業等の状況の報告を求め、又は調査することができるものとする。

（書類の整備等）

第22条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第18条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が法人である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該法人が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第23条 補助事業者及び住居所有者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

（暴力団の排除）

第24条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者及び住宅所有者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による取消しをした場合は、第14条を準用する。

（アンケート調査等への協力）

第25条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うア

ンケート調査等及び0円ソーラー等の普及促進を図るために県が実施する取組に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

別表1 補助対象経費（第5条関係）

区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
設置工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費）

別表2 補助額の算出方法（第6条関係）

設備・区分	内容
太陽光発電設備	発電出力に1kW当たり5万円を乗じた額。 ただし、補助対象経費を上限とする。
蓄電システム等	導入する蓄電システム台数に1台当たり12万円を乗じた額。 ただし、補助対象経費を上限とする。

別表3 交付申請時に必要な書類（第7条関係）

番号	様式	書類の種類
一	交付申請書	第1号様式
二	第1号様式別紙1	補助対象事業計画書
三	第1号様式別紙2	リース料金等減額計算書
四	補助対象設備に係る仕様書	設置する補助対象設備の仕様を確認できる書類
五	0円ソーラーに係る契約書の写し又はこれに代わるもの	住宅所有者との契約に関連するものであること。
六	補助事業に係る経費の内訳書類	契約書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出すること。 契約書の写し又は補助事業に係る経費の内訳書類において、補助対象設備の型式等が確認できるようにすること。
七	国の補助の交付決定通知書の写し	国の補助を受ける場合のみ提出すること。 交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出すること。
八	その他	その他知事が必要と認める書類

別表4 実績報告時に必要な書類（第16条関係）

番号	様式	書類の種類
一	実績報告書	第11号様式
二	第11号様式別紙1	補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ、別表3における交付申請時に必要な書類のうち、変更したものをすべて添付して提出すること。ただし、交付決定額を増額することはできないものとする。
三	補助金振込先の通帳等の写し	口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されていること。 補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。
四	補助事業に係る支出を証する書類の写し	補助事業に係る支出の内訳が確認できること。
五	補助対象設備の設置後の完成写真又はこれに代わるもの	設置状況及び型番が確認できること。
六	国の補助の交付決定通知書の写し	国の補助を受け、交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。
七	その他	その他知事が必要と認める書類

別表5 収益納付計画時に必要な書類（第20条関係）

番号	様式	書類の種類
一	収益納付計画書	第17号様式
二	第17号様式別紙1	当該年度の全補助事業概要
三	その他	その他知事が必要と認める書類

第1号様式（第7条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

県内において、0円ソーラーにより太陽光発電設備を導入します。

また、0円ソーラーの普及促進を図るために神奈川県が実施する広報活動などの取組に協力します。

なお、申請者及び補助対象設備を設置する住宅所有者が暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、記載した情報を神奈川県警察本部に照会することに同意していることを確認しています。

2 交付申請額（千円未満切捨て）

円

3 補助事業の着手及び完了の予定日

着手予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

4 住宅所有者の情報及び設置場所（住所）

氏名		フリガナ	
生年月日		性別	
設置場所 （住所）			

5 申請者等の情報

担当者名		部署	
電話番号		F A X	
メール			

第1号様式別紙1

補助対象事業計画書

1 補助対象事業の概要

太陽光発電設備		
モジュール	パワーコンディショナー	発電出力 (小数点第3位以下切り捨て)
(型番)	(型番)	kW
(数量)	(数量)	
蓄電システム等		
(パッケージ型番)		蓄電容量
(数量)		kWh
住宅の取得等の別		契約概要
<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 建売	<input type="checkbox"/> 既存住宅
		<input type="checkbox"/> リース
		<input type="checkbox"/> 電力販売
		契約期間
		年間

2 交付申請額の積算

経費の区分		費目名	金額
太陽光 発電 設備	設備費	設備費、附属設備費、その他設備費 (A)	円
	設置工事費	設計費、工事費、諸経費 (B)	円
	小計(補助対象経費)		円
	交付申請額 (発電出力に5万円を乗じた額(千円未満切捨て)) (C)		円
蓄電シ ス テ ム 等	設備費	設備費、附属設備費、その他設備費 (D)	円
	設置工事費	設計費、工事費、諸経費 (E)	円
	小計(補助対象経費)		円
	交付申請額(千円未満切捨て) (F)		円
交付申請額の合計		(C+F)	円

注 消費税及び地方消費税相当額は除く。蓄電システム等は導入する場合にのみ記載すること。

3 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要領に規定されている要件を全て満たすこと。
- (2) 太陽光発電設備が再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電事業計画の認定基準を満たすこと。
- (3) 蓄電システムが令和4年度又は令和5年度に環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の補助対象設備であること。

第1号様式別紙2

リース料金等減額計算書

1 リース

太陽 光 発 電 設 備	補助金がない場合のリース料金総額	(a)	円
	補助金がある場合のリース料金総額	(b)	円
	差額	(a)-(b)	円
	交付申請額		円
蓄電 シ ス テ ム 等	補助金がない場合のリース料金総額	(c)	円
	補助金がある場合のリース料金総額	(d)	円
	差額	(c)-(d)	円
	交付申請額		円

注1 消費税及び地方消費税相当額を除く。

注2 差額が交付申請額を上回らない場合は補助対象外

2 電力販売

太陽 光 発 電 設 備	補助金がない場合の電力料金等総額	(e)	円
	補助金がある場合の電力料金等総額	(f)	円
	差額	(e)-(f)	円
	交付申請額		円
蓄電 シ ス テ ム 等	補助金がない場合の料金総額	(g)	円
	補助金がある場合の料金総額	(h)	円
	差額	(g)-(h)	円
	交付申請額		円

注1 消費税及び地方消費税相当額を除く。

注2 差額が交付申請額を上回らない場合は補助対象外

3 備考

--

第2号様式（第8条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

- 1 補助金額 円
- 2 住宅所有者氏名
- 3 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助対象設備の仕様等を変更する場合で、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 0円ソーラーの普及促進を図るために県が実施する取組に協力しなければなりません。
- (7) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(8) その他、規則及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

4 この補助金に係る実績報告は、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により、知事に提出しなければなりません。

5 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第 18 条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。

6 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から 10 日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

第3号様式（第8条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

(交付しない理由)

第4号様式（第12条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり変更し、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額（千円未満切捨て）

変更前 円 変更後 円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		
経費		

3 変更の理由

第5号様式（第12条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容及び経費は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更承認申請書に記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更承認通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (3) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第6号様式（第12条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更交付承認申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第7号様式（第12条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金
中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

第8号様式（第12条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

第9号様式（第12条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金中止・廃止不承認通知書

第 号

年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第 10 号様式（第 13 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金事業実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費等の支出状況

第 11 号様式（第 16 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助事業の着手及び完了の日

着手日 年 月 日

完了日 年 月 日

2 補助金振込先

口座名義	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

4 添付書類（交付申請時に必要な書類のうち本変更にかかるもの）

第 12 号様式（第 17 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け第 号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

第 13 号様式（第 18 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分等を行うため、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由

第 14 号様式（第 18 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金
財産処分等承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により通知します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分等の完了を証する書類の写し及び売却金額がわかる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分等の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

第 15 号様式（第 18 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金
財産処分等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第 18 条第 3 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

第 16 号様式（第 19 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金契約解除承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に係る事業について、次のとおり契約を解除したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 契約解除の内容

2 契約解除の理由

第17号様式（第20条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に伴う収益納付について、年度ごとの計画を作成したので神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第20条第2項の規定により報告します。

1 補助事業の概要

設置箇所数		箇所
設置容量の合計		kW
補助金額	(A)	千円
収益納付額	(B)	千円
(A) - (B)	(C)	千円

2 収益納付の計画

(単位 :

千円)

	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度
納付額					

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
納付額					

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
納付額					

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
納付額					

補助事業概要

1 補助事業全体の概要

	住宅所在地（住所表記）	住宅所有者名	設置容量(kW)	補助額(千円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
		合計		

注 行が不足する場合には適宜追加すること。

第18号様式（第20条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画承認通知書

年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで報告のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金の収益納付計画については、報告のとおり承認することとしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第20条第3項の規定により通知します。

第19号様式（第20条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画不承認通知書

年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで報告のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金の収益納付計画については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第20条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由及び是正のために必要な措置)

第20号様式（第20条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付状況等報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金に伴う 年度の収益納付状況等を神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第20条第4項の規定により報告します。

1 補助事業の状況

補助対象設備の稼働状況	
備考	

2 収益納付状況

補助事業実施年度	年度	
補助金額	円	
収益納付実施年度	年度目	
収益納付額	円	収益納付の合計額（A）
当該年度納付予定額	円	収益納付の計画上の予定額
当該年度納付額	円	当該年度の実際の納付額（B）
納付済累計額	円	前年度までの納付額の累計（C）
納付残額	円	$(A) - ((B) + (C))$

第 21 号様式（第 20 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地・住所

名 称

代表者の職名・氏名

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金について、自然災害の発生による発電設備の破損等が発生したため、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第20条第8項の規定により報告します。

1 発電設備の破損等が発生した理由

2 発電設備の復旧計画等

3 その他

注 変更後の神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画書（第17号様式）、発電設備の復旧に伴う今後の予定についてわかる資料（工程表、概算設計書等）を添付すること。

災害等の場合には、その状況を説明する資料（罹災証明書、写真等）を添付すること。

第 22 号様式（第 20 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金の収益納付計画の変更については、申請のとおり承認することとしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第 20 条第 9 項の規定により通知します。

第 23 号様式（第 20 条関係）

神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金収益納付計画変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金の収益納付計画の変更については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱第 20 条第 9 項の規定により通知します。

(承認しない理由及び是正のために必要な措置)